

通所型サービス(国基準)

1. 通所型サービス介護提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1) 基本サービス

通所型サービス1

通所型サービス2

(2) 加算サービス

通所型サービス提供体制加算Ⅱ

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

2. 利用料

(1) 介護保険利用者負担金額

(2) 昼食代

(3) おやつ代

【表】通所型サービス(国基準)利用料一覧

			通所型サービス基本サービス										
			月定額					日割り計算用(1日につき)					
			単位	金額 (円)	9割(保 険分) (円)	1割(利 用者負 担分) (円)	8割(保 険分) (円)	2割(利 用者負 担分) (円)	単位	金額 (円)	9割(保 険分) (円)	1割(利 用者負 担分) (円)	8割(保 険分) (円)
基本サービス	要支援1	1,647	17,589	15,830	1,759	14,071	3,518	54	576	518	58	460	116
	要支援2	3,377	36,066	32,459	3,607	28,852	7,214	111	1,185	1,066	119	948	237
サービス提供体制加算Ⅰロ	要支援1	48	512	460	52	409	103						
	要支援2	96	1,025	922	103	820	205						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の4.0%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価											
昼食代		600円											
おやつ代		50円											

※平成30年度介護報酬改正による単位を基準とします。(平成30年4月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。

金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※日割り計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。

※事業対象者の基準サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。

上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

通所型サービス(市独自基準)利用料金表

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1) 基本サービス

通所型サービス1 (3時間以上)

通所型サービス2 (3時間以上)

(2) 加算サービス

送迎加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

2. 利用料

(1) 介護保険利用者負担金額

(2) 昼食代

(3) おやつ代

【表】通所型サービス(市独自基準)通所型サービスの利用料金表

		通所型サービス基本サービス											
		月定額						日割り計算用(1日につき)					
		単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)
基本サービス	通所型サービス1	1,144	12,217	10,995	1,222	9,773	2,444	38	405	364	41	324	81
	通所型サービス2	2,363	25,236	22,712	2,524	20,188	5,048	78	833	749	84	666	167
送迎加算(片道につき)		42	448	403	45	358	90						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価											
昼食代		600円											
おやつ代		50円											

※平成30年度介護報酬改正による単位を基準とします。(平成30年4月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。

金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※日割り計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。

※事業対象者の基本サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。

上記の空欄に記載し、利用者に提示します。